

# 大山崎町総合教育会議資料

平成27年8月

## 目 次

1 概 要	……………P 1
(1) 会議の位置付けと構成員	
2 協議・調整事項	……………P 2
(1) 協議すべき事項について	
(2) 協議すべきでない事項として	
3 協議・調整の結果の尊重義務	……………P 4
4 会議の公開と議事録の作成及び公表	……………P 4
5 大山崎町総合教育会議（平成 27 年度） のスケジュール	……………P 5
6 大山崎町総合教育会議運営要綱	……………P 6

# 1 概要

総合教育会議を設置することで、教育に関する予算の編成・執行や条例の提案など、重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意に反映した教育行政の推進を図る。

## (1) 会議の位置付けと構成員

○地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、教育委員会は、地方自治法上の附属機関に当たらない  
(地方自治法第202条の3第1項)

○協議・調整し合議した方針の下に、双方が所管する事務を執行する  
(法第1条の4第8項)

○地方公共団体の長は、総合教育会議を設けること  
(法第1条の4第1項)

○構成員は、地方公共団体の長及び教育委員会  
(法第1条の4第2項)

○地方公共団体の長が招集する (法第1条の4第3項及び第4項)  
教育委員会が協議を必要と思料するときは、招集を求めることができる。緊急の場合は、地方公共団体の長と教育長のみで会議をすることも可能であるが、教育委員会の意志決定がされ教育長に一任されている場合は、その範囲内で、そうでない場合は一旦保留し、教育委員会で再検討し改めて地方公共団体の長と協議・調整を行う。

※法…地方教育行政の組織及び運営に関する法律

## 2 協議・調整事項

### (1) 協議すべき事項として

- 大綱の策定に関する協議 (法第1条の4第1項)
- 教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策の協議 (法第1条の4第1項第1号)
- 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置の協議 (法第1条の4第1項第2号)

※ 協議・調整事項の具体例は…P 3参照

### (2) 協議すべきでない事項として

「教育委員会が所管する事務の重要事項全てを協議調整する趣旨ではない」

- 教科書の採択や個別の教職員の人事など、政治的中立性が高い事項
- 日常の学校運営に関する些細な事項

#### 法第1条の4第1項第1号に該当すると想定される事項

- 学校施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する首長と教育委員会が調整することが必要な事項
- 幼稚園・保育園・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援など、首長と教育委員会との事務連携が必要な事項

#### 法第1条の4第1項第2号に該当すると想定される事項

- 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合に該当する事項
  - ①いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
  - ②通学路で交通事故が発生した後の再発防止を行う必要がある場合
- 児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態
  - ①災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの災害が生じており、防災担当部局と連携する場合
  - ②災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり、福祉担当部局と連携する場合
  - ③犯罪多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生じるおそれがある場合
  - ④いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条の重大事態の場合

### 3 協議・調整の結果の尊重義務

調整が行われ双方が合意した事項については、互いにその結果を尊重する。  
(法第1条の4第8項)

調整のついていない事項の執行については、法に定められた執行権限に基づき、教育委員会及び地方公共団体の長がそれぞれ判断するものである。  
(法第21条及び法第22条)

#### 【会議における調整とは…】

教育委員会権限の事務について、予算の編成や執行及び条例提案、大学、私立学校、児童福祉、青少年健全育成などの地方公共団体の長の権限に属する事務の調和を図ること

#### 【会議における協議とは…】

調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われること

### 4 会議の公開と議事録の作成及び公表

○個人の秘密保持や会議の公正が害されると認められることを除き公開する。  
(法第1条の4第6項)

○非公開の場合は、いじめなどの個別事案により関係者の個人情報を保護する場合や、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助対象の選定など、意思決定前に情報を公開すると公益を害することが想定される場合である。

○地方公共団体の長は、議事録を作成し公表することに努める。  
(法第1条の4第7項)

## 5 大山崎町総合教育会議（平成27年度）のスケジュール

### 年間スケジュール

開催時期	主な協議題の例
27年8月	・町総合教育会議運営要綱について ・町教育大綱について
27年10月	・教育に関する重要施策の方向性の検討（新年度予算など）
28年2月	・町教育大綱、町教育振興計画について

《臨時》 ・児童・生徒等の生命・身体のプロテクト等緊急の場合に講ずべき施策

## 6 大山崎町総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、大山崎町総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 会議は、町長及び教育委員会をもって組織する。

(会議)

第3条 会議は、町長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議は、町長及び教育長並びに教育委員会の委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、緊急を要する場合は、町長及び教育長のみでも成立するものとする。この場合において、町長は、会議内容を速やかに他の構成員に周知しなければならない。

4 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(傍聴)

第5条 会議は傍聴することができる。ただし、傍聴席が満員となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴申込書に記入しなければならない。

3 傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(議事録)

第6条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分その他公表に適さない部分については、この限りでない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席者の職・氏名



(3) 議題及び議事の要旨

(4) その他町長が必要と認めた事項

3 議事録は、町長が指名する2人の構成員の署名をもって確定するものとする。

(調整結果の尊重)

第7条 構成員は、会議において調整が行われた事項の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、学校教育課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。